育ちの環境に恵まれず、障がいや特性に適切に対処されず、犯罪や非行に走らざるをえなかった「生きづらさを抱えた人」の立ち直り支援には、司法から福祉の連携と寄り添いの支援体制の構築（フォレンジック・ソーシャルワークの実践）が重要との声が各地で聞かれるようになりました。

では、実際の司法福祉の現場では、どのような流れが行われているのか、それぞれの分野の実践者からの、時に鋭く、時にザックバランな、解りやすい話を聞きながら、一緒に考えてみませんか。

もともと彼ら彼女らが暮らしていた地域の福祉・医療が、社会的排除や孤立を生まずに、司法からのバトンをうまく受け取って、寄り添い、結果として再犯再非行なく、共に地域でずっと歩みたくなるような連携の形はどのようにして実現できるのでしょうか。

基調報告

社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会

精神保健福祉士／社会福祉士　今井真美　氏

シンポジウム

　　　　　　　　　精神科医　栗栖 徹至　氏

京都保護観察所　保護観察官　西原 実　　氏

 岐阜少年鑑別所　統括専門官　北村 隆　　氏

　かみなり村　管理者　松尾 尚美　氏

日時　平成29年3月19日（日）

13:30～ 16:30**（ 受付　13:00　～ ）**

場所　不二羽島文化センター　みのぎくホール

 　　　　　羽島市竹鼻町丸の内6-7　☎058-393-2231

定員　300人（定員になり次第締め切ります。）　　　参 加 費　無料

**■基調報告　13:30～14:30**

京都医療少年院の精神保健福祉士として勤務した経験から、引き受け先のない、非行と障害のダブルのスティグマを持った少年を在院中から社会へ繋ぐ、いわゆる「出口支援」の立場で感じた課題と、受け手となる社会資源側の立場で感じた課題の双方から、司法福祉の実践の報告を行う。

**■シンポジウム　 14:30～16:30**

少年司法の手続きの中で、鑑別所ではどのような実践が行われているのか？少年院を仮退院後の少年へ、保護観察所、受け皿となった地域の福祉事業所では、司法と福祉の途切れない支援がどのようになされているのか、生きづらさを抱えた彼ら彼女らに「医療」の現場では、どのような関わりが必要であるのか、経験豊かな各分野のシンポジストと共に「生きづらさを抱えた人が、失敗してもやり直せるあたたかい社会の構築につながる連携の形を考えるシンポジウムとしたい。

日程

主催　社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会／特定非営利活動法人岐阜羽島ボランティア協会

後援　岐阜県　羽島市　岐阜保護観察所　法テラス岐阜　 (一社)岐阜県社会福祉士会

（予　定）

岐阜県精神保健福祉士協会　岐阜県地域生活定着支援センター

申込方法　裏面の申込書に必要事項をご記入の上、事務局までファックス又はメールでお申込みください。

問合せ先　社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会事務局　　　担当：山田真由美

　岐阜県羽島市竹鼻町狐穴719-1　ＴＥＬ058-393-0751　 E-mail**info@volavola.org**

**ＦＡＸ　０５８－３９３－１２１８**

**不二羽島文化センター**

**羽島市立中央公民館**



●アンディアーモパルテンツァホテルアンディアーモ パルテンツァ ホテル

H29.3.19司法福祉シンポジウム　　　　参加申込書**（　　　　月　　　日）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**ファックス０５８－３９３－１２１８**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名 |  | 住　所 |  |
| 施設（団体）名 |  | 法人名 |  |
| 連　絡　先 | ☎ | e-mail |  |
| FAX |
| 通　信　欄（質問等） |  |

※頂いた個人情報は、このシンポジウムのみの資料とします。